

ブロック塀等撤去改善事業に係る代理受領制度について

○代理受領制度とは.....

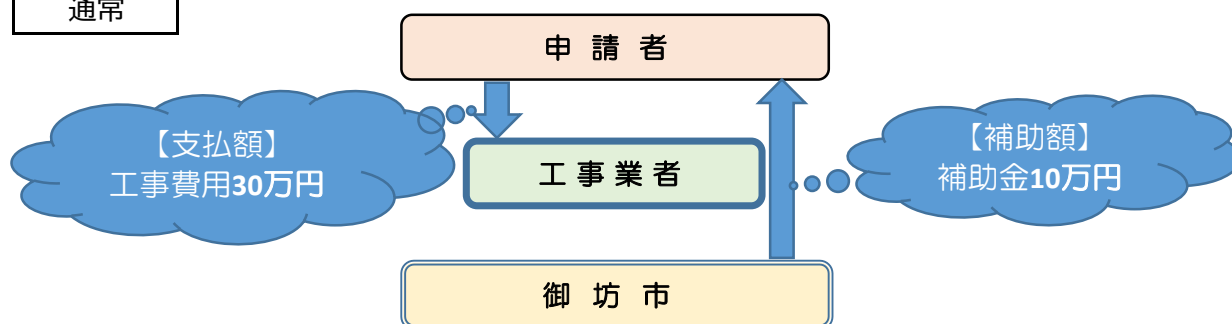
代理受領制度とは、補助金申請者(以下「申請者」という。)がブロック塀等の撤去、改善工事にかかった費用を工事施工業者(以下「業者」という。)に支払う際、工事にかかった費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金を市から業者に支払う制度です。

申請者が工事にかかった費用の全額を業者に支払う必要がなくなることで、申請者の初期費用負担の軽減を図ることができます。

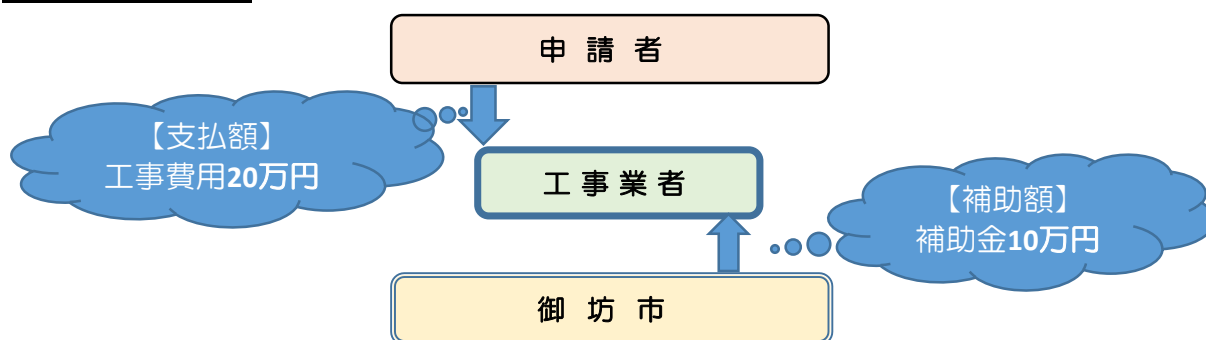
なお、代理受領制度を利用する場合は、申請者と業者との両者の合意による届け出(代理受領委任状)が必要となります。

【例】ブロック塀等の撤去費用が30万円で、補助金額が10万円の場合.....

通常



代理受領制度



※代理受領申請時の注意点

代理受領制度を利用する場合、必要書類が通常と変わりますので注意してください。

- ①申請時:業者の所在地、業者名、代表者名が必要になります。
- ②実績報告時:位置図や工事写真に加え、以下の添付書類が必要になります。
 - ・工事金額の全額及び工事の内訳が記載された請求書
 - ・請求書の金額から補助金額を差し引いた金額が記載されている領収書
- ③補助金請求時:業者は委任状に加え、以下の書類の提出が必要になります。
 - ・振込先口座の通帳の写し

ブロック塀等撤去改善事業に係る代理受領について(流れ)

